独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
第４期中期目標期間（平成３０～令和４年度）見込評価
業務実績評価書
（個別評価シート）

（別紙）

様式１－２－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
評価対象中期目標期間	見込評価 （中期目標期間実績評価）	第４期中期目標期間（最終年度の実績見込みを含む。）
	中期目標期間	平成３０～令和４年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者	企画課施設管理室　佐藤　秀崇　室長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室　　山田　航　参事官
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

３．評価の実施に関する事項
令和４年８月１日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

４．その他評価に関する重要事項
なし

様式１－２－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　総合評定様式

１．全体の評定		
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	Ｂ：全体として中期目標期間中における所期の目標を達成していると認められる。	（参考：見込評価）※期間実績評価時に使用
評定に至った理由	・項目別評定８項目のうち、２項目がＡ、６項目がＢであり、また、全体として評定を引き下げる事象もなかったことから、「Ｂ」とした。	

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	①施設入所利用者の高齢化・重症化が進み本人や家族の地域移行の同意を得ることがますます難しくなっている中で毎年度５人の地域移行については一定数の実績をあげたものの目標の達成とはならなかったが、第４期中期目標期間における施設入所利用者の１４％縮減の目標に順調に取り組んでいること。②高齢知的障害者に対する専門性の高い支援を実践し、他の施設では受入れが困難な著しい行動障害等を有する者や福祉の支援が必要な矯正施設等退所者を受入れ、有期限のモデル的支援を実施したこと。③これらなどに係る社会的ニーズ等を踏まえた調査研究を実施し、その成果について養成・研修や援助・助言等を通じて他の障害者支援施設等への普及・活用に努めたこと、④業務運営について、いずれの年度においても目標を達成しており、効率的運営に努めたこと。 また、令和２事業年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の活動の自粛等により影響を受けたものの、代替措置の検討・実施により目標達成に努めた。 さらに、業務運営上の問題は検出されておらず、全体として、第４期中期目標の達成に向けた取組が行われていることを評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

３．課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	なし。
その他改善事項	なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	なし。

４．その他事項	
監事等からの意見	なし。
その他特記事項	なし。

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
自立支援のための取組	B○重	B○重	B○重	B○重		B		１－１	
調査・研究	A○重	A○重	A○重	A○重		A		１－２	
養成・研修	B	C	B	B		B		１－３	
援助・助言	A○重	A○重	B○重	B○重		A		１－４	
その他の業務	B	B	B	B		B		１－５	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		B		2-1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		B		3-1	
Ⅳ．その他の事項									
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		B		4-1	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１	自立支援のための取組【重点化項目】		
関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第1項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高、難易度：高〉 ○施設入所利用者の地域移行の推進 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い。 ・加齢（令和 4 年 3 月 31 日現在　平均年齢 69.3 歳）に伴い、機能低下・重症化が顕著（障害支援区分　平均 5.9（区分 5、6 で 100%）である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。 ○著しい行動障害を有する者等への支援 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組から見えてくることとしては、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。難易度が高い取組である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
施設入所利用者数の縮減（計画値）	第３期中期目標期間末と比べ 14%縮減	228 人	－	－	－	－	196 人
施設入所利用者数の縮減（実績値）	－	228 人（第３期中期目標期間末）	225 人（3 人）（1.3%）	205 人（23 人）（10%）	199 人（29 人）（13%）	188 人（40 人）（18%）	－
達成度	－	－	9.3%	72%	93%	125%	－
地域移行した者の数（計画値）	毎年度５人以上	－	5 人以上	5 人以上	5 人以上	5 人以上	5 人以上
地域移行した者の数（実績値）	－	2 人（平成 29 年度）	2 人	3 人	2 人	1 人	－
達成度	－	－	40%	60%	40%	20%	－
地域生活体験実施日数（計画値）	年間 200 日以上	－	200 日以上	200 日以上	200 日以上	200 日以上	200 日以上
地域生活体験実施日数（実績値）	－	38 日（平成 29 年度）	401 日	338 日	136 日 注 1	151 日 注 3	－
達成度	－	－	200%	169%	136% 68%	182% 76%	－
各寮における説明会開催数（計画値）	毎年度各寮 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
各寮における説明会開催数（実績値）	－	1 回（平成 29 年度）	1 回	1 回	－	1 回	－
達成度	－	－	100%	100%	－	100%	－
高齢知的障害者支援の職員研修会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上
高齢知的障害者支援の職員研修会の開催数（実績値）	－	12 回（平成 29 年度）	14 回	14 回	8 回 注 2	15 回 注 4	－
達成度	－	－	117%	117%	100% 67%	188% 125%	－
著しい行動障害等を有する者の	第４期中期目標期間中	－	10 人	10 人	18 人	20 人	20 人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	2,031,112	1,991,521	1,933,512	1,629,739	
決算額（千円）	1,946,951	1,886,536	1,811,197	1,809,898	
経常費用（千円）	1,973,684	1,802,276	1,747,043	1,688,065	
経常利益（千円）	31,873	16,220	110,697	△195,171	
行政コスト（千円）	683,054	2,622,398	1,820,923	1,762,494	
従事人員数	213	197	181	172	

	受入数（計画値）	計 78 人														
	著しい行動障害等を有する者の受入数（実績値）	―	14 人 （第３中期目標期間中計）	10 人	10 人	11 人	10 人	―								
	達成度	―	―	100%	100%	61%	50%	―								
	受入後３年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	―	100%	100%	100%	100%	100%								
	受入後３年以内に地域移行した割合（実績値）	―	100% （平成 29 年度）	33%	86%	100%	88%	―								
	達成度	―	―	33%	86%	100%	88%	―								
	矯正施設退所者の受入数（計画値）	第４期中期目標期間中計 35 人	―	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人								
	矯正施設退所者の受入数（実績値）	―	19 人 （第３中期目標期間中計）	7 人	5 人	5 人	3 人	―								
	達成度	―	―	100%	71%	71%	43%	―								
	受入後２年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	―	100%	100%	100%	100%	100%								
	受入後２年以内に地域移行した割合（実績値）	―	100% （平成 29 年度）	100%	100%	100%	100%	―								
	達成度	―	―	100%	100%	100%	100%	―								

注１：令和２年度中における警戒レベル３以上の約６か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注２：令和２年度中における警戒レベル４の約４か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注３：令和３年度中における警戒レベル３以上の期間と警戒レベル３と同程度の措置が要請された令和４年１月～３月のまん延防止等重点措置期間の計約７か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注４：令和３年度中における警戒レベル４の約４か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
１　自立支援のための取組 障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。 （１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年３月 31 日）と比較して、14%縮減すること。支援にあたっては、引き続	１　自立支援のための取組 （１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年３月 31 日）と比較して、14%縮減する。支援にあたっ	＜主な定量的指標＞ ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数 ・著しい行動障害等を有する者の受入数 ・著しい行動障害等を有する者の地域移行率 ・矯正施設を退所した知的障害者の受入数 ・矯正施設を退所した知的障害者の地域移行率 ＜その他の指標＞ ・地域移行者のフォローアップ件数 ・地域移行の取組成果の発信件数 ・日中活動の提供数 ・法人内研修の	＜主要な業務実績＞ 第４期中期目標期間は、期間の半分以上を新型コロナウイルス感染症の影響を受けるといった、当法人において経験したことのない対応を求められた期間となっている。 当法人は高齢化した重度知的障害者が多く入所する施設のため、利用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化してしまうリスクが非常に高く、命に関わる危険性があることや、いったん感染してしまった場合には、利用者の特性上、集団感染も避けられないことから、コロナ禍においては、職員一同、利用者への感染を防止することを最大の使命とし、危機感を持って取り組んだ。 そのため、利用者の居室等利用する施設の消毒や換気等の環境設備面に最大限考慮しつつ、特に利用者との接触が業務上避けられない職員に対しては、外部からウイルスを持ち込まないよう検温や手洗いを徹底するほか、独自に PCR 検査を実施するなど、徹底した感染防止対策を講じながら取組を行った。保護者との懇談会や保護者と利用者の面会、セミナーや研修会などはオンラインで実施するなどの工夫を図り、利用者への支援を継続し続けた。 １　自立支援のための取組 自立支援では、地域移行を推進しつつ、高齢の入所利用者に対する専門性の高い支援を実施するとともに、著しい行動障害を有する者等を有期で受け入れ、地域や他施設での安定した生活を目指した支援を行ってきた。 （１）　施設入所利用者の地域移行の推進 地域移行については、利用者の高齢化･重度化が進み年々困難になる中、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則として取り組むといった丁寧かつきめ細かな対応を基本に進めてきており、毎年、数名程度ではあるが、独立行政法人化以前から入所されている利用者について、施設見学や宿泊体験を経てグループホームや特別養護老人ホーム、障害者支援施設等に移行していただくことができた。 〔地域移行の実績〕 ・平成 30 年度　２人 ・令和元年度　３人 ・令和２年度　２人 ・令和３年度　１人　（小計８人　第１期～第３期との累計で 180 人） 【地域移行者の状況】	＜自己評価＞ 評定：B ○地域移行については、利用者の高齢化･重度化が進み年々困難になる中、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則として取り組むといった丁寧かつきめ細かな対応を基本に進めてきており、毎年、数名程度ではあるが、独立行政法人化以前から入所されている利用者について、施設見学や宿泊体験を経てグループホームや特別養護老人ホーム、障害者支援施設等に移行していただくことができた。 同意を得るための取組としては、保護者会総会や各寮で行われる保護者懇談会、さらには保護者の面会の機会を利用して、地域移行の取組みについて説明し、理解を促した。保護者懇談会等において説明する際は、地域での生活の様子をわかりやすくするために、写真やビデオを活用した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和２年度は保護者懇談会が開催できなかったものの、代替措置として保護者に対する移行アンケートを実施し、さらに令和３年度に保護者懇談会を再開した際にはオンラインを活用してグルー	【評定】B ＜評定に至った理由＞ 第４期中期目標期間の３年目である令和２事業度以降は、新型コロナウイルス感染症により、活動の自粛等の影響を大きく受けることとなった。そのような中で、感染症対策に留意しながら代替手段の検討・実施をし、一定程度の成果を残していることは評価できる。自治体より発令された警戒度に応じて、一定期間活動を自粛した場合においても、当該期間を除いては、着実に実施している。また、中期目標において、困難度は「高」とされている。 これらのことを踏まえ、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 （１）地域移行への取組については、前中期目標期間（平成 29 年度）までと比べて、ますます高齢化・重症化が進み本人や家族の地域移行の同意を得ることが難しくなっており、また、認知症の発症、身体の機能低下、さらに親の高齢化（又は死亡）、受入事業所の対応未整備や待機待ちなど困難度が年々増している。この間も入所利用者の重症化が進み、地域移行の困難度がきわめて高くなっている状況であり、地域移行者５名の目標は難易度が高いものとなっている。 さらに、令和２事業年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面会や地域生活体験等について自粛せざるを得ず、地域移行に向けた従来通りの取組が実施できない状況であったものの、オンライ	【評定】

項目／年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
男性	２人	１人	２人	０人
女性	０人	２人	０人	１人
移行先都道府県	２県	１都２県	１県	１県
平均年齢	67.0 歳	65.3 歳	59.5 歳	68.0 歳

き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。

〈重要度：高、難易度：高〉
・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。
・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成29年４月１日現在）の平均年齢

ては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。

〈具体的な取組〉
ア　地域生活体験の実施
　のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。
イ　保護者懇談会等の開催
　グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。
ウ　移行先自治体等との調整
　施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調

開催数

＜評価の視点＞
・モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。

平均在籍年数	47年4か月	41年9か月	33年11か月	50年2か月

【地域移行した入所利用者の重度者の割合】

項目／年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
非該当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分１	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分２	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分３	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分４	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分５	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
区分６	2	100%	3	100%	2	100%	1	100%
合計	2		3		2		1	

〔同意を得るための取組〕
本人の意思確認より、保護者や疎遠の家族・親族の同意を得ることが年々難しくなっていることから、保護者会総会や各寮で行われる保護者懇談会、さらには保護者の面会の機会を利用して、地域移行の取組みについて説明し、理解を促した。保護者懇談会等において説明する際は、地域での生活の様子をわかりやすくするために、写真やビデオを活用した。
令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接の面会については自粛いただかざるを得ない状況となったが、代替措置としてオンラインを活用した個別の面会（令和２年度延べ８２回、令和３年度延べ９７回）を導入した。また、令和２年度は保護者懇談会が開催できなかったものの、代替措置として保護者に対する移行アンケートを実施した。さらに令和３年度は保護者懇談会を再開したが、その際にはオンラインを活用してグループホームの様子を保護者にお伝えするといった工夫を図り、保護者の方々からグループホームの運営や利用料等についての関心が寄せられた。

【保護者懇談会実施状況】

項目／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施寮	12	10	※	7
参加家族数	100	88		48
出席者数	150	148		68

※ 令和２年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止

〔同意を得ている入所利用者数〕
・平成30年度　　２人
・令和元年度　　５人
・令和２年度　　２人
・令和３年度　　２人

プホームの様子を保護者にお伝えするといった工夫を図り、保護者の方々からグループホームの運営や利用料等についての関心が寄せられた。また、令和２年度以降は直接の面会については自粛いただかざるを得ない状況となってしまったが、代替措置としてオンラインを活用した個別の面会を導入、実施した。
　移行後の受け入れ先の確保に向けた取組としては、出身自治体等の障害者支援施設やグループホームに協力要請をするものの、入所利用者の状態に応じて受入れ先を確保することから、現員の問題（空き状況）の他、特に介護度の高さや医療的ケア等についての対処方法等の理由から受入れに消極的な事業所が増えてきている。そのため、本人の支援方法等については、写真等を盛り込み「○○さんの支援について」とした手順書等を情報提供し、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなどにより、丁寧な説明に努めた。また、施設利用者の出身市区町村に対して、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝える等、情報交換をした。
　移行先の障害者支援施設や当法人のグループホームでの宿泊体験や余暇活動等の日中体験（地域生活体験）への参加を通して、地域移

ンを活用した個別の面会や、自粛せざるを得ない期間を除いては活動に取り組む等、工夫し着実に実施している。
　具体的には、移行後の受け入れ先の確保に向けた取組として、障害者支援施設等に対して、本人の支援方法等についての手順書等を情報提供するなどにより丁寧な説明に努めた。また、本人の思いの確認やニーズの把握については、宿泊体験や地域生活体験等により取り組み、家族に対しては、宿泊体験中の様子を確認していただく等して、地域移行等への不安解消や支援内容への理解を促す働きかけに取り組んだ。
　また、近年あらためて高齢化に伴い障害の重度化が進んだ重度知的障害者の地域移行について、全国で関心が高まっていることから、のぞみの園でこれまで地域生活体験などを通して本人の意思を丁寧に汲み取り進めてきた地域移行のプロセス等をまとめ、全国の自治体や施設等における地域移行の取組を促進する情報発信に努めている点は評価できる。

（２）高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして、平成29 年度より医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を実施し、また、機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援の取り組みについては、診療所と連携して専門性の高い支援の提供を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として、職員間の接触度の高い研修は縮小せざるを得なかったものの、動画による開催や、感染症予防対策の研修

は、65.4歳、平均入所期間は、40.7年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。

（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療と

整を実施する。

エ　地域移行者のフォローアップの実施

移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。

オ　情報提供の実施

のぞみの園の取組状況について、ニュースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。

（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能

・高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。

※　同意者は年度当初の実数で、年度内に新規に本人または家族から同意を得られた者、家族が同意を取り消した者、死亡した者、地域移行した者など、年度毎に対象者は変わっている。

【同意者の内訳】

項目／年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
同意書	2	5	2	2
新規同意書	5	2	2	2
同意取消し	0	1	0	0
死亡した者	0	1	0	0
地域移行者	2	3	2	1

〔受け入れ先の確保〕

出身自治体等の障害者支援施設やグループホームに協力要請をするものの、入所利用者の状態に応じて受入れ先を確保することから、現員の問題（空き状況）の他、特に介護度の高さや医療的ケア等についての対処方法等の理由から受入れに消極的な事業所が増えている。そのため、本人の支援方法等については、写真等を盛り込み「〇〇さんの支援について」とした手順書等を情報提供し、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなどにより、丁寧な説明に努めた。

施設利用者の出身市区町村に対して、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝える等、情報交換をした。

【受け入れ先の確保に向けた調整】

項目／年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
移行先自治体等との調整	172回	135回	85回	67回
うち事業所との調整	167回	103回	27回	27回

〔地域生活体験（宿泊体験、日中体験）の提供〕

利用者には、移行先の障害者支援施設や当法人のグループホームでの宿泊体験や余暇活動等の日中体験への参加を通して、地域移行や地域生活を体験してもらい、本人の意思確認やニーズの把握（アセスメント）に取り組んだ。また、家族に対して、宿泊体験等の取組期間中に実際の様子を確認し、地域移行や地域生活に対する不安の解消や支援内容への理解を促すための働きかけをした。

【地域生活体験（日中・宿泊体験）の実施回数】

項目／年度	平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
人数等	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数
宿泊体験	7	135	17	100	7	114	6	82
日中体験	63	266	63	238	22	22	69	69
合計	70	401	80	338	29	136	75	151

※　グループホームで実施

令和２年度、令和３年度においては、コロナ感染症拡大防止対策として、市中のグル

行や地域生活を体験し、本人の思いの確認やニーズの把握（アセスメント）に取り組んだ。また、家族に対して、宿泊体験等の取組期間中に実際の様子を確認していただき、地域移行や地域生活に対する不安の解消や支援内容への理解を促すための働きかけをした。

地域移行した入所利用者の状況把握や移行先事業所でのモニタリング等について、計画的にフォローアップしている。移行先事業所に訪問し、本人への面談、事業所での聞き取り、モニタリングを実施し、その結果について家族に報告している。コロナ禍においては、感染防止の観点から訪問件数は縮小して実施せざるを得なかったが、電話等による方法も用いて実施している。

〇高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして、平成29年度より医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を生活寮において実施してきた。機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援については、診療所との連携により、日常的に看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行う他、救急救命講習会や褥瘡予防の職員研修会を開催して生活の質の向上や安全

会を実施し、工夫が見られる。また、支援の実践等について、他の障害者支援施設等が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れ、適切な支援の情報提供に努めた点は評価できる。

（３）著しい行動障害を有する者等への支援

ア　著しい行動障害等を有する者への支援

著しい行動障害等を有する支援が困難な障害者について、毎年10人程度受け入れた。令和２事業年度以降においては、目標値を下回っているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受け入れに向けた必要な面接調査等を予定通り行うことができなかったことや受け入れを依頼してきた事業者側に感染が発生したことによりスケジュールを大幅に変更しなければならなかったといった他動的な要素が一つの要因とのことであった。

受入にあたっては、各利用者に応じた丁寧なアセスメントを行い、落ち着いて生活できる環境を確保し、個々に適した日中活動や余暇活動を行えるよう支援するとともに、医療との連携等も行っている。

また、地域移行にあたっては、利用者の障害特性から、受け入れに難色を示す事業が多い中、関係機関と連携して受入先確保に取り組むことで、毎年10人程度退所している。

さらに、職員の専門性を向上させるため、法人内で研修を年8回実施、外部団体が行う研修への講師派遣、先進的な取組を行っている事業

の連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。

低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。

〈具体的な取組〉
ア　ニーズに対応した居住環境の整備
　認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。

イ　効果的な日中活動の提供
　高齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予

ープホーム利用や買い物体験等の実施を自粛せざるを得ない期間が生じたため、目標を下回った。

【移行先予定事業所での見学・宿泊体験等の実施状況】

項目／年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者	8 人	9 人	7 人	2 人
見学	1 回	1 回	0 回	0 回
宿泊体験	7 回	8 回	7 回	2 回
延べ日数	30 日	22 日	61 日	72 日

※年度内で実施した利用者であり、年度内に地域移行していない者も含む。

〔地域移行した入所利用者へのフォローアップ〕
　これまでに地域移行した入所利用者の状況把握や移行先事業所でのモニタリング等については、年度当初に計画を組み、①前年度に地域移行した者、②地域移行後５年が経過した者については、移行先事業所に訪問し、本人への面談や事業所での聞き取りをするなど、計画的に実施している。また、その結果について家族に報告している。
　コロナ禍においては、感染防止の観点から訪問件数は縮小して実施せざるを得なかったが、電話等の方法により令和３年度は８３人（１２２回）に実施した。

（２）高齢の施設入所利用者に対する支援
○高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして平成 29 年度より医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を生活寮において実施している。
　機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援については、診療所との連携により、日常的に看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行う他、救急救命講習会や褥瘡予防の職員研修会を開催して生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行うとともに、施設内外において研究発表を行い職員の専門性の向上に努めた。
　新型コロナウイルス感染症の職員間の感染リスクを減らすため、接触度の高い上記の研修会の回数はやむなく縮小せざるを得なかったが、令和３年度は喀痰吸引、経管栄養やオムツ講習会といった内容をテーマとした高齢者を支援する研修会を動画により開催し、また、令和２年度からは、感染症予防対策としてガウンテクニック研修会を実施した。
　支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れる形で発信した。

○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、法人内に４つ研究班を設置しグループウェアを活用して実践事例の精査検討を行った。
　①高齢者支援グループ
　　高齢者支援グループであるもくれん寮・なでしこ寮において、高齢者寮における

安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行うとともに、施設内外において研究発表を行い職員の専門性の向上に努めた。新型コロナウイルス感染症の職員間の感染リスクを減らすため、接触度の高い研修会の回数は縮小せざるを得なかったが、令和３年度は動画による高齢者支援研修会を開催、また令和２年度からは感染症予防対策としてのガウンテクニック研修会を実施するなど、支援の質の向上に努めた。支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れる形で発信した。

○著しい行動障害等を有する者（他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害がありなおかつ内科的な医療との連携が必要な利用者（体重過多による心臓肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群等））を毎年 10 人程度受け入れている。これらの支援困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多いため、自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援に当たって

所へ実務研修のため職員を派遣するなどに努めている。

イ　矯正施設を退所した知的障害者への支援
　矯正施設を退所した知的障害者については、貧困・虐待・暴力・性の問題等があり、知的障害だけでなく、発達障害、精神障害を有するなど複雑で多岐に渡る課題を抱え、支援が困難なケースが多い。
　受け入れにあたっては、入念なアセスメントと手厚い支援が必要になることから、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携等との連携・協力が必要であり、個人ごとの支援チームを作り、支援開始後１、３、６、12 ヶ月後を目途に関係者を招集し、対象者の情報共有や地域移行先の調整等に努めている点は評価できる。なお、令和２事業年度以降、目標値を下回った理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受け入れに向けた必要な面接調査等を予定通り行うことができなかったことや受け入れ予定者の状況の変化などの他動的な要素が一つの要因とのことであった。
　第４期中期目標期間においては、毎年度受入後２年以内に地域移行する割合 100％を目標としているところ、毎年度達成している。

（４）関係機関への情報発信
のぞみの園におけるモデル的な実践事例等の効果的な取組をニュースレターにより、支援関係者や外部有識者等からニーズが高いテーマを適時に取り上げ、年に４回情報発信しているほか、研修会やセミナーを毎年度目標の 10 回を上回って開

		防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。 ウ　専門性の向上 　高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。		日中活動について研究した。 ②認知症研究班 　認知症の早期発見から支援計画のプロセスについて研究した。 ③高齢者支援事例検討会（機能低下班） 　リラクゼーション効果をもたらす活動を通しての心身機能への影響について研究した。 ④高齢者支援事例検討会（医療的ケア班） 　福祉機器の導入について、デモ機の使用を通じてアンケートを実施するとともに、支援者の体作りについて研究した。	いる。支援に当たっては、精神科だけではなく利用者によっては内科等の医療機関とも連携している。のぞみの園ではこれらの有効な支援を行った結果、毎年10人程度の方が行動障害の改善が見られ退所し、グループホームや施設等に移行した。利用者の障害特性から、受入に難色を示す事業所が多い中、関係機関と連携して受入先確保に取り組んだ結果、令和２年度は退所した全員が受入後３年以内に移行となり、目標を達成した。移行後は、移行先の求めなど必要に応じて、電話やWEB、移行先に出向いてのフォローアップを行った。	催し、その普及にも取り組んでいる。 　上記のことから、第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであるため、「B」評定とする。 ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） なし。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど） なし。	
	（３）引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあ	（３）引き続き有期限で受け入れる、　著し	・著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援として拡充を図り、支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。	（３）著しい行動障害を有する者等への支援 ア　著しい行動障害等を有する者への支援 　他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害があり、かつ内科的な医療（体重過多による心臓肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群等）との連携が必要な利用者を毎年10人程度	○矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であり、生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となるため、支援に当たっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みも構築し、関係機関とともに取り組むことで、毎年５人程度の受入を行ってきた。また、個人ごとにアセスメントをし、必要な支援を行った結果、毎年度、受入後２年以内に地域移行した割合 100%		

	たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。 〈重要度：高、難易度：高〉 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要	い行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者 （以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。 〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過程で得られた新たな情報		受け入れている。これらの支援困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多いため、自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援に当たっている。 支援に当たっては、精神科だけではなく利用者によっては内科等の医療機関とも連携している。 のぞみの園ではこれらの有効な支援を行った結果、毎年 10 人程度の方が行動障害の改善が見られ退所し、グループホームや施設等に移行した。利用者の障害特性から、受入に難色を示す事業所が多い中、関係機関と連携して受入先確保に取り組むことで、令和 2 年度は退所した全員が受入後 3 年以内の移行となり、目標（受入後 3 年以内に地域移行した割合 100%）を達成した。 移行後は、移行先の求めなど必要に応じて、電話や WEB、移行先に出向いてのフォローアップを行った。 イ 矯正施設を退所した知的障害者への支援 矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援に当たっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みも構築し、関係機関とともに取り組むことで、毎年 5 人程度の受入を行ってきた。（支援開始後 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月を目途に関係者を招集し、対象者の情報共有や地域移行先の選定などについて検討を行った。） また、個人ごとにアセスメントをし、必要な支援を行った結果、毎年度、受入後 2 年以内に地域移行した割合 100%を達成することができた。なお、移行後は関係機関と連携のもと、本人訪問や電話連絡など行い、支援会議等でも必要なフォローアップを行った。	を達成することができた。移行後は関係機関と連携のもと、本人訪問や電話連絡など行い、支援会議等でも必要なフォローアップを行った 以上を踏まえ､B と評価する		

	度が高い目標である。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さら	を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 　また、精神科医、 臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。 イ　福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援 　矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラ	・全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。	（４）関係機関への情報発信 ・高齢知的障害者、著しい行動障害等を有する者、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者、それぞれの支援について、退所した元利用者数名によるインタビュー形式の座談会の実施などのぞみの園の実践事例等効果的な取組をニュースレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。			

	に、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理･改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。 （4）上記（1）から（3）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。 （5）評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設	ムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 なお、受入れに際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生 活定着支援センター等）で構成する合同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 （4）上記（1）から（3）までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。 （5）評価における指標 ｉ　地域移行者数を毎年度５人以上とす	･各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				

	定する。 ①地域移行者数を毎年度５人以上とする。（平成 28 年度実績値５人） ②地域生活体験（宿泊体験、日中体験）の実施日数を毎年度延べ 200 日以上とする。（平成 28 年度実績値 194 日） ③保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度１回以上とする。（平成 28 年度実績値１回） ④著しい行動障害等を有する者について第４期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 78 人まで拡充する。（平成 25 年度～28 年度の実績値 11 人） ⑤矯正施設を退所した知的障害者について第４期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 35 人まで拡充する。（平成 25	る。 ⅱ　地域生活体験（宿泊体験、日中体験）の実施日数を毎年度延べ 200 日以上とする。 ⅲ　保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度１回以上とする。 ⅳ　高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 ⅴ　著しい行動障害等を有する者について第４期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 78 人まで拡充する。 ⅵ　矯正施設を退所した知的障害者について第４期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 35 人まで拡充する。 ⅶ　著しい行動障害等を有する者について、受け入れてから３年以内					

	年度～28 年度の実績値 16 人） ⑥著しい行動障害等を有する者について、受け入れから３年以内に地域移行した割合を 100%とする。（平成 28 年度実績値 100%） ⑦矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから２年以内に地域移行した割合を 100％とする。（平成 28 年度実績値 100%） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を	に地域移行した割合を 100%とする。 ⅷ 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れてから２年以内に地域移行した割合を 100%とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・地域移行者のフォローアップ件数を毎年度 80 件以上とする。 ・地域移行の取組成果の発信件数（ニュースレター）を毎年度1回以上とする。 ※（２）関連 ・施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月４回以上とする。 ・施設入所利用者の生きがいづくりとして、文化的な活動を取り入れた日中 活動の提供数を毎月４回以					

	促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。 ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成28年度実績値以上を指標とする。 ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成 28 年度実績値を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第４期中期目標期間の施設入所利用者数を拡充するとともに、拡充を図る指標として施設入所利用者の受入数を指標として採用する。 ・ 著しい行動障害を有する者	上とする。 ※（３）関連 ・職員を対象とした法人内研修会（行動障害関係・矯正関係）の開催数を毎 年度４回以上とする。					

	等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標として採用する。						

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	調査・研究【重点化項目】		
関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	
研究会議の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	2 回（第 3 期中期目標期間平均値）	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	
研究会議の開催数（実績値）	－	－	2 回	2 回	2 回	2 回	－	
達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	－	
外部研究者等と協働した研究テーマの数（計画値）	毎年度 4 テーマ以上	4 テーマ（第 3 期中期目標期間平均値）	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	
外部研究者等と協働した研究テーマの数（実績値）	－	－	7 テーマ	5 テーマ	7 テーマ	8 テーマ	－	
達成度	－	－	175%	125%	175%	200%	－	
HP アクセス件数（計画値）	毎年度 20,000 件以上	（平成 30 年度から）	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件	20,000 件	
HP アクセス件数（実績値）	－	－	29,392 件	30,972 件	33,259 件	28,090 件	－	
達成度	－	－	147%	155%	166%	140%	－	
各種学会等への	毎年度 22 回	21 回	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	99,426	101,424	93,694	99,104	
決算額（千円）	90,047	90,546	73,833	86,915	
経常費用（千円）	95,745	94,015	83,769	104,482	
経常利益（千円）	5,282	11,284	740	△325	
行政コスト（千円）	92,168	105,778	84,480	105,193	
従事人員数	7	8	8	10	

	成果の発表回数（計画値）	以上	（第３期中期目標期間平均値）													
	各種学会等への成果の発表回数（実績値）	－	－	34 回	52 回	32 回	48 回	－								
	達成度	－	－	155％	236％	145％	218％	－								

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中期目標</th><th rowspan="2">中期計画</th><th rowspan="2">主な評価指標等</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th><th colspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th><th>（見込評価）</th><th>（期間実績評価）</th></tr>
<tr><td></td><td>２調査・研究</td><td>２調査・研究</td><td>＜主な定量的指標＞
・研究会議の開催数
・外部研究者等と協働した研究テーマ数
・ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数
・各種学会等における成果の発表回数

＜その他の指標＞
・研究テーマ数
・調査研究調整会議の開催数
・ニュースレター発行部数
・有償刊行物の作成部数

＜評価の視点＞
・テーマの設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。</td><td>＜主要な業務実績＞

（１）調査・研究のテーマの設定
○外部研究者等と協働した研究テーマ数については、毎年度、目標（4テーマ）を上回る研究テーマを設定して取り組んできた。
<table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>厚生労働科学研究</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>障害者総合福祉推進事業</td><td>2</td><td>－</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>社会福祉推進事業</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>研究助成金</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>東アジア・ASEAN ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ研究</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>法人内研究</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr></table></td><td>＜自己評価＞
評定：A
○外部研究者等と協働した研究テーマ数については、毎年度、目標を上回る研究テーマを設定して取り組んできた。研究テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の推進に資するとともに、支援につながるものとなるよう努めてきたところであり、また調査・研究を進めるにあたっては、内容を充実させるため、外部研究者等の参画を求め、企画や分析を行う検討委員会での議論・検討を踏まえ、調査票や報告書等を作成した。
　外部有識者を交えたのぞみの園研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前の毎年度 2 回開催し、複数の委員から、強度行動障害や高齢期、矯正施設を退所した利用者に関する調査研究はのぞみの園が積極的に進め、情報発信をしていく必要性が高まっているとのコメントをいただき、こうしたコメントも念頭して調査研究を実施してきた。
　調査研究成果については、毎年度、研究紀要としてまとめ、のぞみの園のホームページに掲載し、発信している。ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は、毎年度目標（20,000 件以上）を超えるアクセス数となった。また、成果の発表や発信については、各種の学会での発表、国立機関や障害福祉関係団体等</td><td>【評定】Ａ

＜評定に至った理由＞
（１）調査・研究のテーマの設定
外部研究者等と協働した研究テーマの数については、計画値（４テーマ）に対し、毎年度大きく上回る成果を得られた。研究テーマ等の設定にあたっては、全国の知的障害者支援施設等の実践に繋がるもの、また、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえたものとして、のぞみの園のフィールドを活用した基本的なデータの収集・分析や、効果的な実務研修プログラムの開発に関すること等の調査・研究の内容を充実させることを重視し、外部研究者等が参画する調査・研究の企画や分析を行う検討委員会を開催するなど、取り組みに工夫が見られる。

（２）調査・研究の内容の充実
　４人の有識者と２人の内部委員で構成されるのぞみの園研究会議の開催について、毎年度、計画値を達成し、調査・研究の内容の充実に繋げている。また、調査・研究業務の実施に当たっては「調査・研究調整会議」を開催し、法人内部の各部署</td><td>【評定】

＜評定に至った理由＞
（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）

＜今後の課題＞
（見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）

＜その他事項＞

（外部有識者からの主な意見）</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）調査・研究のテーマの設定
知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のための</td><td>（１）調査・研究のテーマの設定
　知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のための</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

	ガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。 （２）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。 なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外	ガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。 （２） 調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。 なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受	・調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携・協力を行うことで、充実を図っているか。	研究のテーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の推進に資するとともに、支援につながるものとなるよう努めてきた。また、調査・研究を進めるにあたっては、調査・研究の内容を充実させるため、外部研究者等に参画を求め、調査・研究の企画や分析を行う検討委員会を開催し、検討を踏まえ、調査票方法や報告書の作成内容等を見直すなどして対応した。 ○調査・研究のテーマの設定（参考指標）については、毎年度、目標（７テーマ）を上回る調査・研究を行った。 “全国の知的障害者支援施設等の実践につながるもの”として、強度行動障害者支援や高齢期の知的・発達障害者特有の支援に関する研究を実施した。 また、“障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえるもの”として、のぞみの園のフィールドを活用し、矯正施設を退所した知的・発達障害者への支援に関すること、障害福祉施策推進のための基本的なデータの収集・分析や、効果的な実務研修プログラムの開発に関すること等の調査・研究に重点的に取り組んだ。 （２） 調査・研究の内容の充実 ○4 人の有識者と 2 人の内部委員で構成されるのぞみの園研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前の 2 回開催し毎年度、目標（毎年度２回以上）を達成してきた。 （平成 30 年度） 第 1 回　平成 30 年 6 月 22 日 第 2 回　平成 31 年 3 月 20 日 （令和元年度） 第 1 回　令和元年 6 月 27 日 第 2 回　令和 2 年 3 月 27 日（書面評価で実施） （令和 2 年度） 第 1 回　令和 2 年 6 月 25 日 第 2 回　令和 3 年 3 月 29 日（オンライン形式で開催） （令和 3 年度）	研修会での講義・講演、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を毎年度行うとともに、ニュースレターの定期的な発行や、有償刊行物の刊行による全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等での活用などにより積極的な普及・活用に努めてきた 以上を踏まえ、A と評価する	と連携・協力体制の整備を図り、「倫理審査委員会」を開催して個人情報保護などの面にも留意するなど、取り組みに工夫が見られる。 （３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査研究成果については、全国の施設における支援の均てん化を図っていくことを目的として、毎年度、研究紀要としてまとめ、のぞみの園ホームページに掲載し発信している。ホームページへのアクセスは、毎年度、計画を大きく上回っている。 また、研究の成果については、学会への発表等を、毎年度、計画値を大きく上回り、積極的に取り組んでいる。 調査・研究により作成された支援マニュアルやプログラム等が、全国の自治体や施設等における職員研修や援助・助言などに繋がり、支援の質の向上を図る役割を果たしている。 上記のことから、定量的指標においても全ての項目で対中期目標値の 100%以上（3 指標のうち 2 指標において 120%以上）であり、コロナ禍という予測しがたい外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていることも考慮し第 4 期中期目標の所期の目	

	部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。	ける。 〈具体的な取組〉 ア　方針・内容の協議 　各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ　業務の計画的・効率的な実施 　調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 ウ　調査・研究方法等の倫理的配慮 　調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員		第１回　令和３年７月８日（オンライン形式で開催） 第２回　令和４年３月 25 日（オンライン形式で開催） 強度行動障害や高齢期、矯正施設を退所した利用者に関する調査研究はのぞみの園が積極的に進め、情報発信をしていく必要性が高まっている、と複数の委員からのコメントがあり、障害のある人の生活の実態と研究を施策につなげる調査を強化して実施することとした。 〇国立のぞみの園調査研究調整会議を、調査・研究の開始前と途中、報告書作成前に毎年度開催し、法人内各部署との連携・協力体制の整備を図った。 平成 30 年度　４回 令和元年度　４回 令和２年度　４回 令和３年度　４回 〇国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を、次年度の分も含め、調査・研究の開始前に毎年度開催し、審査を受けた。 平成 30 年度　５回（うち４回は迅速審査） 令和元年度　４回（うち３回は迅速審査） 令和２年度　５回（うち４回は迅速審査） 令和３年度　６回（うち５回は迅速審査）		標を上回る見込みであるため、「A」評定とする。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・学会への発表のみならず、論文による発表も検討してはいかがか。	

		会」において審議を経る。					
	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。 〈重要度：高〉 ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。 〈具体的な取組〉 ア　ニュースレターの発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 イ　研究紀要の発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を	・調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会の開催等を通じて情報発信し、全国の知的障害関係施設等における普及・活用が図られるよう取り組んでいるか。	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 〇調査研究成果については、毎年度、研究紀要としてまとめ、のぞみの園のホームページに掲載し、発信している。 ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は、毎年度目標（20,000 件以上）を超えるアクセスがあり、達成することができた。 平成 30 年度　29,392 件 令和元年度　30,972 件 令和 2 年度　33,259 件 令和 3 年度　28,090 件 〇各種学会等における成果の発表については、学会発表（認知症ケア学会、日本自閉症スペクトラム学会、日本社会福祉学会、日本発達障害学会、日本児童青年精神医学会、日本司法福祉学会、日本公衆衛生学会）、国立機関や障害福祉関係団体等研修会での講義・講演、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を毎年度行い、目標（22 回以上）を達成することができた。 平成 30 年度　34 回 令和元年度　52 回 令和 2 年度　32 回 令和 3 年度　48 回 〇ニュースレターを毎年 4 回発行し、法人内の実践や調査研究成果の発信（各回約 4,000 部）を行った。 ・「発達障害児・者への支援」 ・「高齢知的障害者への支援」 ・「矯正施設を退所した知的障害者への支援」 ・「強度行動障害者への支援」 〇有償刊行物については、全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用いただけるよう、支援方法などをわかりやすくまとめ、年間 1 冊程度刊行した。			

		行う。 ウ　有償刊行物の発行 　全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ　学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 　調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。					
	（４）評価における指標 　調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研究会議の開催を毎年度合計２回以上実施する。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値２回） ② 外部研究者等と協働した研究を毎年４テーマ以	（４）評価における指標 ⅰ　研究会議を毎年度合計２回以上開催する。 ⅱ　外部研究者等と協働した研究を毎年度４テーマ以上実施する。 ⅲ　ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度 20,000 件以上とする。 ⅳ　各種学会等に	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				

	上実施する。 （平成25年度～28年度実績平均値3.8テーマ） ③ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。 ④各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。（平成25年度～28年度の実績平均値21.5回） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 調査･研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。 ・ 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第３期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。 ・ 調査･研究の成果の普及･活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の	おける成果の発表回数を毎年度 22 回以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・研究テーマを毎年度７テーマ以上実施する。 ※（２）関連 ・国立のぞみの園調査研究調整会議を毎年度４回以上開催する。 ・国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を毎年度１回以上開催する。 ※（３）関連 ・ニュースレターを毎号4,000部以上発行する。 ・支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を毎年１冊以上作成する。					

	発表回数を指標として採用する。 ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第３期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29 年度実績を指標とする。（平成 29 年９月からカウントしているため、平成29 年９月から 11 月の平均アクセス件数（月 1,677 件）をもとに水準を設定。） ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第３期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。						

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	養成・研修		
関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	
研修会・セミナーの開催数（計画値）	毎年度 10 回	－	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	
研修会・セミナーの開催数（実績値）	－	10 回（平成 29 年度実績）	11 回	10 回	13 回	12 回	－	
達成度	－	－	110%	100%	130%	120%	－	
参加者の満足度（計画値）	毎年度 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	
参加者の満足度（実績値）	－	69%（第３期中期目標期間平均）	56%	54%	65%	69%	－	
達成度	－	－	70%	68%	81%	86%	－	
実習生の受入数（計画値）	毎年度 150 人以上	－	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上	
実習生の受入数（実績値）	－	175 人（第３期中期目標期間平均）	147 人	137 人	23 人 注１	36 人 注３	－	
達成度	－	－	98%	91%	92%　15%	144%　24%	－	
ボランティアの受入数（計画値）	毎年度 1,250 人以上	－	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上	1,250 人以上	
ボランティアの受入数（実績値）	－	1,210 人（第３期中期目標期間平均）	954 人	784 人	62 人 注２	197 人 注４	－	
達成度	－	－	76%	63%	30%　5%	95%　16%	－	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	57,321	51,272	48,340	51,300	
決算額（千円）	51,994	47,427	50,973	47,406	
経常費用（千円）	51,994	74,766	45,795	45,215	
経常利益（千円）	4,683	2,840	△2,393	4,353	
行政コスト（千円）	30,722	87,117	45,795	45,215	
従事人員数	4	5	5	5	

注１：令和２年度中における警戒レベル２以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注２：令和２年度中における警戒レベル２以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注３：令和３年度中における警戒レベル２以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注４：令和３年度中における警戒レベル２以上の約 10 か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	３　養成・研修 　障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。 ○評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 　養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研修会・セミナーの開催数を毎年度	３　養成・研修 　障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 （１）養成・研修 ア　セミナー・研修の開催等 　国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。	＜主な定量的指標＞ ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実習生の受入人数 ・ボランティアの受入人数 ＜その他の指標＞ ・現任研修の受入人数 ＜評価の視点＞ ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ （１）養成・研修 ア　セミナー・研修の開催等 　セミナー・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマに毎年実施した。 　令和２年度、令和３年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度までのような集合型研修では実施できない状況を抱えながらも、動画配信や WEB によるライブ開催について様々な手法を検討し、セミナー・研修会を実施した結果、令和２年度は 13 回、令和３年度は 12 回と計画以上の開催をすることができた。 　また、セミナー・研修会の参加者満足度は令和元年度以降、年々上昇傾向となってきている。アンケートでは、現場に従事する方	＜自己評価＞ 評定：B ○セミナー・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマに毎年実施した。令和２年度、令和３年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度までのような集合型研修では実施できない状況を抱えながらも、動画配信や WEB によるライブ開催について様々な手法を検討して実施したことで、毎年度、計画以上の開催をすることができた。 　また、セミナー・研修会の参加者満足度は令和元年度以降、年々上昇傾向となってきている。アンケートでは、現場に従事する方から「もっと多くの実践事例を聞いてみたい」、「地域・関係機関との連携事例をもっと聞きたい」との意見があるため、そうした意見を踏まえ、引き続き研修内容の充実に努めていく ○実習生の受入れについては、学校等で習得した知識・技術についてさらに総合的な応用力を身につけさせるため、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施している。実施にあたっては、目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問	【評定】Ｂ ＜評定に至った理由＞ 第４期中期目標期間の３年目である令和２事業年度以降は、新型コロナウイルス感染症により、活動の自粛等の影響を大きく受けることとなった。従来のような集合型研修が実施できない状況の中で、感染症対策に留意しながら代替手段の検討を行い、動画配信や WEB によるライブ開催等により実施し、令和３事業年度には参加者満足度がこれまでの最高評価となるなど一定程度の成果を残していることは評価できる。自治体より発令された警戒度に応じて、一定期間活動を自粛した場合においても、当該期間を除いては、着実に実施している。 　したがって、各指標の達成状況や業務実績、法人の所在する自治体が発令する新型コロナウイルス感染警戒レベルに基づく行動基準等に伴う影響も加味し、総合的に勘案すると第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであることから、「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 （１）養成・研修 ア　セミナー・研修の開催等 高齢知的障害者、著しい行	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）

	10 回とする。（平成 29 年度実績（見込み）10 回） ②研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80％以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 72.6％） ③実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 184 人） ④ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握			から「もっと多くの実践事例を聞いてみたい」、「地域・関係機関との連携事例をもっと聞きたい」との意見があるため、そうした意見を踏まえ、引き続き研修内容の充実に努めていく。 ① 強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修（国研修）を 7 回実施。 ・「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））」 平成 30 年度 1 回 参加者 87 人 満足度 55% 令和元年度 1 回 参加者 139 人 満足度 43% 令和２年度 4 回 参加者 182 人 満足度 71% 令和３年度 3 回 参加者 161 人 満足度 81% ・「強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））」 平成 30 年度 1 回 参加者 87 人 満足度 65% 令和元年度 1 回 参加者 141 人 満足度 46% 令和２年度 4 回 参加者 172 人 満足度 72% 令和３年度 3 回 参加者 160 人 満足度 79% ・「強度行動障害支援者養成研修実践報告会」 平成 30 年度 2 回 参加者 86 人 満足度 68% ・「強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修会」 令和元年度 2 回 参加者 106 人 満足度 48% ・「強度行動障害支援者養成研修 実践検討・意見交換会（全 3 回）」 令和３年度 1 回 参加者 29 人 満足度 39% ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、職員の専門性を高める研修会と実践者研修会を毎年実施。 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」 平成 30 年度 2 回 参加者 139 人 満足度 62% 令和元年度 2 回 参加者 139 人 満足度 65% 令和２年度 1 回 参加者 81 人 満足度 53% 令和３年度 1 回 参加者 92 人 満足度 60% ・「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続けるための双方向参加型研修会（実践者）」 平成 30 年度 1 回 参加者 125 人 満足度 76% 令和元年度 1 回 参加者 123 人 満足度 77% 令和２年度 1 回 参加者 84 人 満足度 56% 令和３年度 1 回 参加者 209 人 満足度 69% ③ 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの支援のあり方について、セミナーを毎年開催 平成 30 年度 1 回 参加者 153 人 満足度 27% 令和２年度 1 回 参加者 86 人 満足度 60% 令和３年度 1 回 参加者 294 人 満足度 68%	題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。実習生の受入れについては、毎年、年間 150 人を目標として取り組んでいるが、特に令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、受け入れを基本的には縮小せざるを得ず、受入にあたっては、実習期間の短縮や受け入れ部門を限定するなどの工夫をして行った。また令和３年度は養成校と協議・検討し、オンライン実習等を導入し 341 人が実習することができた。 ○ボランティアの受入れについては、ボランティアとして実践する機会を提供し、利用者との交流や環境整備の活動を行うことを目的としている。令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者に直接接することのない環境整備活動に限定して募集すべく、ボランティア活動を行っている企業や団体、大学、専門学校等へボランティアの要請・広報等積極的に行い、令和３年度は令和２年度の３倍のボランティアの受入れを行うことができた。 以上を踏まえ、B と評価する	動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者、発達障害児者などをテーマにした研修会・セミナーの開催数については、毎年度、計画値を上回っている。参加者の満足度については、参加者の満足度にかかる実績値は計画値を下回ったものの、令和３事業年度には期間中最高値となり、改善が図られている。 イ 現任研修の実施 高齢の知的障害者、著しい行動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者、発達障害児に対する支援技術の習得等、専門性の向上を図るための４つの現任研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和２年度以降においては基本的に受け入れ中止となったものの、令和３事業年度からはオンライン研修を導入し代替手段により実施している。 ウ 実習生の受入 実習生の受入についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和２事業年度以降においては基本的に受入を縮小せざるを得なかったものの、受入方法を工夫しながら取り組んだ。また、令和３事業年度からはオンライン実習等を導入している。	

	に努める。 ・研修会･セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成29年度実績(見込み)に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・研修会･セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第３期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。 ・ 実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。 ・ ボランティアの受入れについては、第３期中期目標期間で達成した水準	イ　現任研修の実施 ４つの研修コース（高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害）を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。		④　国立のぞみの園セミナーを毎年開催。 平成 30 年度　３回　参加者 684 人　満足度 46% 令和元年度　３回　参加者 624 人　満足度 50% 令和２年度　２回　参加者 754 人　満足度 50% 令和３年度　２回　参加者 407 人　満足度 53% イ　現任研修の実施 全国の知的障害者関係施設職員を対象として、のぞみの園のフィールドを活用し、事業ごとに４つのコースを設け支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的に現任研修を実施した。令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、基本的には受入を中止せざるを得なかったが、代替方法としてオンライン研修（25 人）を実施することで開催した。 受入状況については、次のとおりである。 ・高齢知的障害者支援コース（定員５人） 受入実績　平成 30 年度　11 人 令和元年度　10 人 令和２年度　0 人 令和３年度　0 人 ・行動障害者支援コース（定員 10 人） 受入実績　平成 30 年度　20 人 令和元年度　13 人 令和２年度　2 人 令和３年度　5 人 ・矯正施設を退所した知的障害者支援コース（定員５人） 受入実績　平成 30 年度　5 人 令和元年度　2 人 令和２年度　0 人 令和３年度　0 人 ・発達障害児支援コース（定員５人） 受入実績　平成 30 年度　15 人 令和元年度　12 人 令和２年度　3 人 令和３年度　1 人 ＜参考指標＞ ・現任研修の受入数を 25 人とする。 受入実績　平成 30 年度　51 人 令和元年度　37 人 令和２年度　5 人		（２）ボランティアの機会の提供 ボランティアの受入については、天候不良による行事の中止や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受入を縮小せざるを得ない等の影響を受けたものの、実施方法や募集方法に工夫をし、取り組んでいる。 ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

	以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。			令和３年度　　6 人（オンライン研修 25 人）			
		ウ　実習生の受入 　のぞみの園のフィールドを活用し、大学・短大・専門学校の学生等の実習生を受入れ、計画的かつ効果的な実習を提供する。		ウ　実習生の受入 　実習については、学校等で習得した知識・技術についてさらに総合的な応用力を身につけられるよう、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施した。 　また、実施にあたっては、目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。 　実習生の受入れについては、毎年、年間 150 人を目標としていたが、令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、受け入れを基本的には縮小せざるを得ず、受入にあたっては、実習期間の短縮や受け入れ部門を限定するなどの工夫を行った。また令和３年度は、コロナ禍における取組として養成校と協議・検討し、オンライン実習等を導入し 341 人が実習することができた。 ・実習生の受入実績 　平成 30 年度　　147 人 　令和元年度　　137 人 　令和２年度　　23 人 　令和３年度　　36 人（オンライン実習等）			
		（２）ボランティアの機会の提供 　のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。 〈評価における指標〉 ⅰ　研修会･セミナーの開催数を毎年度 10 回とする。 ⅱ　研修会･セミナ		（２）ボランティアの機会の提供 　のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティア実践する機会を提供し、利用者との交流や環境整備の活動を行うことを目的としている。令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者に直接接することのない環境整備活動に限定して募集すべくボランティア活動を行っている企業や団体、大学、専門学校等へボランティアの要請・広報等積極的に行い募集に努めたところであり、令和３年度は令和２年度の３倍のボランティアの受入れを行うことができた。 　ボランティアの受入数については、次のとおりである。 ・ボランティア受入数 　平成 30 年度　　954 人 　令和元年度　　784 人 　令和２年度　　62 人 　令和３年度　　197 人			

		ーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。 ⅲ　実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。 ⅳ　ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を毎年度 25 人以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	援助・助言【重点化項目】		
関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
援助・助言の件数（計画値）	毎年度 350 件以上	－	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上
援助・助言の件数（実績値）	－	331 件（第３期中期目標期間平均）	459 件	508 件	368 件	464 件	－
達成度	－	－	131%	145%	105%	133%	－
講師派遣件数（計画値）	毎年度 130 件以上	－	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上
講師派遣件数（実績値）	－	134 件（第３期中期目標期間平均）	169 件	154 件	109 件	112 件	－
達成度	－	－	130%	118%	84%	86%	－

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	12,906	15,555	12,431	14,697	
決算額（千円）	12,366	15,658	13,866	16,645	
経常費用（千円）	12,366	16,878	14,315	17,117	
経常利益（千円）	540	△103	△1,435	△1,842	
行政コスト（千円）	13,344	27,038	14,315	17,117	
従事人員数	2	2	2	3	

３．中期目標期間評価の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	４ 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。 〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、	４　援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア　専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の	＜主な定量的指標＞ ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ 援助・助言の実施にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援を始め、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援手法などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。 援助・助言の問い合わせについては、その内容を精査し、派遣（担当）する職員を担当部課長と調整するとともに、相談内容によっては複数回の助言等を行ってきた。 特に、多かった問い合わせは、強度行動障害者の支援方法であり、障害特性の理解と支援方法の助言を行い、地元で継続支援を行う為に継続した助言を行った。次に発達障害児を支援していく教育機関や児童通所事業所からも保護者、学校、事業所との地域連携の助言を行い、療育の手法等、情報発信と援助・助言の必要性に応じた。 また、年４回発行しているニュースレター（毎号約 4,000 部発行）に全国の障害者支援施設等への援助・助言として特集記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。 そうした取組を行った結果、援助・助言の件数は、毎年度、目標（毎年度 350 件以上）を達成することができた。 ・援助・助言等　平成 30 年度　459 件（169 件） 令和元年度　508 件（154 件） 令和２年度　368 件（109 件） 令和３年度　464 件（112 件） ※（　）書き数字は、講師派遣の件数である。	＜自己評価＞ 評定：A ○援助・助言の実施にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援を始め、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。 また、年４回発行しているニュースレターに全国の障害者支援施設等への援助・助言として記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。 そうした取組を行った結果、援助・助言の件数は、毎年度、目標（毎年度 350 件以上）を達成することができた。 ○講師派遣については、障害者支援の質の向上に寄与できるよう、自治体や知的障害者支援施設等が主催する研修会等の講師派遣要請に積極的に対応してきた。令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により知的障害関係施設等からの派遣依頼が減少したため目標を達成することができなかったものの、オンラインでも派遣が可能であることを積極的にＰＲし目標達成に努めた ○研修会の参加者からは「行動支援計画を作成するにあたっては、拘束されることへの”本人の意思”を明記することが重要であること	【評定】Ａ ＜評定に至った理由＞ 援助・助言の実施件数については、各年度、目標（350 件以上）を上回った。障害者福祉施設等に対し、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援方法等のぞみの園のフィールドを活かし取り組んでいる。 講師派遣については、令和２事業年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、知的障害者支援施設等からの派遣依頼が減少したことが影響しているが、令和３事業年度の講師派遣実績のうちオンラインによる派遣が、前年度のオンラインによる派遣実績を上回り、実施方法を工夫し、積極的に取り組んでいる。 また、のぞみの園が行う援助・助言が多くの関係機関等から利用されるよう、年４回発行しているニュースレター（毎号約 4,000 部発行）に援助・助言として記事を掲載するなど、積極的な広報に努めている。 援助・助言にあっては、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援のほか、障害者総合支援法に関することや医療と福祉に関することなど多岐にわたっており、園内の関係部署と連携し、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択し、工	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）

病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。

〇評価における指標

援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。

① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件）

② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度130件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実

高い援助・助言を行う。

イ 研修会等への講師派遣

自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。

ウ 援助・助言事例の情報発信

援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。

〈評価における指標〉

ⅰ 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。

ⅱ のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度130件以上とする。

・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。

援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助･助言を行うため、園内の関係部と連携を図り、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。

援助・助言の実施件数の内訳は以下のとおりであった。

【相談者等の内訳】

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
障害者支援施設等	141	164	82	190
国立機関	－	－	26	12
都道府県	62	30	34	27
政令指定都市・中核市	20	7	7	16
市町村	10	60	47	40
相談機関	22	49	64	53
教育関係機関	37	46	22	44
福祉関係機関	89	78	35	64
医療関係機関	－	16	12	14
その他	78	58	39	4

【相談内容等の内訳】

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
障害者総合支援法	21	42	19	25
地域移行関係	20	17	11	5
高齢知的障害者関係	71	53	11	58
行動障害者支援関係	129	155	162	148
触法知的障害者支援関係	49	45	28	28
発達障害者支援関係	84	75	29	104
医療と福祉関係	10	10	10	16
就労支援関係	14	11	1	4
事業運営関係	6	8	6	7
養成及び研修関係	3	29	46	32
調査研究関係	－	6	－	9
その他	52	57	45	28

講師派遣については、障害者支援の質の向上に寄与できるよう、自治体や知的障害者支援施設等が主催する研修会等の講師派遣要請に積極的に対応してきたところであるが、令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により知的障害関係施設等からの派遣依頼が減少したため目標を達成することができなかったものの、オンラインでも派遣が可能であることを積極的にＰＲし目標達成に努めた。

を気づかされ、大変参考になった」といったコメントや「講義に参加出来たことで、意思決定支援の大切さや難しさなど、たくさんの学びを改めて得ることが出来た」といったコメントをいただき、自分たちの取り組みが、各施設等における支援の質の向上につながっていることを、改めて感じることが出来た。

以上を踏まえ、A と評価する

夫して取り組んでいる。

また、援助・助言は、内容により１回で終わることなく、相互理解、共通理解が進むよう複数回の対応を行っている。

上記のことから、定量的指標において対中期目標値が 100%未満のものが認められるものの、当該指標がコロナ禍という予測しがたい外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていることも考慮し、それ以外の指標については 120%以上を達成しており、第４期中期目標の所期の目標を大幅に達成する見込みであるため、「A」評定とする。

＜今後の課題＞

（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）

＜その他事項＞

（外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）

	績平均値 130 件） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。 ・援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第３期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。						

４．その他参考情報

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―５	その他の業務		
関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 27,000 人以上	－	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上
診療所外来利用者数（実績値）	－	26,395 人（第３期中期目標期間平均）	24,207 人	23,552 人	18,311 人 注１	16,969 人 注５	－
達成度	－	－	90%	87%	135%　68%	151%　63%	－
通所支援事業利用率（計画値）	年間 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
通所支援事業利用率（実績値）	－	79%（第３期中期目標期間平均）	88%	83%	65% 注２	81% 注６	－
達成度	－	－	110%	103%	97%　81%	153%　101%	－
一般就労への移行者数（計画値）	毎年度２人以上	－	２人以上	２人以上	２人以上	２人以上	２人以上
一般就労への移行者数（実績値）	－	２人（第３期中期目標期間平均）	１人	５人	２人	４人－	－
達成度	－	－	50%	250%	100%	200%	－
短期入所（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 2,300 日以上	－	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上
短期入所（延べ受入）日数（実績値）	－	2,225 日（第３期中期目標期間平均）	2,236 日	1,588 日	1,236 日	980 日	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	821,521	744,363	691,955	919,983	
決算額（千円）	750,541	718,476	673,150	785,124	
経常費用（千円）	782,673	705,357	675,161	656,908	
経常利益（千円）	69,870	50,422	11,977	16,952	
行政コスト（千円）	371,141	1,037,947	689,907	671,357	
従事人員数	99	103	100	100	

						注３	注７									
	達成度	－	－	97%	69%	107%　54%	102%　43%	－								
	日中一時支援（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 240 日以上	－	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上								
	日中一時支援（延べ受入）日数（実績値）	－	235 日（第３期中期目標期間平均）	449 日	463 日	429 日	220 日	－								
						注４	注８									
	達成度	－	－	187%	193%	358%　179%	220%　92%	－								

注１：令和２年度中における警戒レベル３以上の約６か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注２：令和２年度中における警戒レベル４以上であった４月５月を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に４月５月以外の月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注３：令和２年度中における警戒レベル３以上の約６か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注４：令和２年度中における警戒レベル３以上の約６か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注５：令和３年度中における警戒レベル３以上の期間と警戒レベル３と同程度の措置が要請された令和４年１月～３月のまん延防止等重点措置期間の計約７か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注６：令和３年度中における警戒レベル４であった約４か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注７：令和３年度中における警戒レベル３以上の期間と警戒レベル３と同程度の措置が要請された令和４年１月～３月のまん延防止等重点措置期間の計約７か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）
注８：令和３年度中における警戒レベル３以上の期間と警戒レベル３と同程度の措置が要請された令和４年１月～３月のまん延防止等重点措置期間の計約７か月間を評価対象期間から除外した場合の達成度（目標値を 12 月で除して得られた値に発令されなかった月数を乗じた値を修正後目標値として算出）

３．中期目標期間評価の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	５　その他の業務１から４に附帯する以下の各種業務を行うこと。	５　その他の業務１から４に附帯する以下の各種業務を行う。	＜主な定量的指標＞ ・診療所外来利用者数 ・通所支援事業の利用率 ・一般就労への移行者数 ・短期入所の延べ受入日数 ・日中一時支援の延べ受入日数 ＜その他の指標＞ ・入院病床利用数 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 ・家族支援の実施回数 ・保育所・幼稚園等の訪問件数	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ 評定：B 〇診療所は、施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応して適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児･者に対しても診療や健康診断等を実施した。 　診療所の利用者数に関しては、平成３０年度、令和元年度は目標を若干下回る程度の実績で取り組んできたが、令和２年度以降は、施設入所者について、コロナ禍における感染防止対策を徹底した結果、施設入所者の風邪やインフルエンザなどによる受診が大きく減少したとともに、屋外への外出など日中活動を自粛した結果、転倒による外傷等による受診も減少し、また、一般の利用者についても、市中感染等をおそれ受診を控える方が多く出たため利用者が減少した。このような状況から、利用者は減少したものの、電話での診察（再診）を導入するなどの取り組みを行い、実績を残すことはできた。 　入所者の機能低下に対する取り組みとしては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 　健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上を目指して、健康診断の案内（リーフレット）を外来患者に配布するとともに、前年度に受診実績のある施設等に対し、健康診断の広報活動を行った	【評定】B ＜評定に至った理由＞ （１）診療所の運営 　令和２事業年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入所者については、感染防止対策の徹底による風邪・インフルエンザなどの受診の大きな減少や外出などの日中活動の自粛のため転倒による外傷等の受診の大きな減少、一般の利用者については市中感染等を防ぐために受診控えが多くあったことによる受診の大きな減少があった。しかし、利用者は減少したものの、電話での診察（再診）を導入し、工夫して取り組んでいる。 　また、入所者の機能低下に対しては、のぞみの園で開発した「健康増進プログラム」の一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めている。 　加えて、のぞみの園のこれまでのノウハウを活かし、地域の知的障害者を対象とした「健康診断」を実施している。積極的な案内を実施し、平成 30 事業年度以降、各年度において前年度を上回る実績を上げている。 （２）発達障害児・者の支援	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）
	（１）診療所の運営を行うこと。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるＱＯＬの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理･精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに	（１）診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるＱＯＬの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理･精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意	＜評価の視点＞ 高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したリハビリによるＱＯＬの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意しているか。また、診療所の運営に	（１）診療所の運営 ・診療所では、施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児･者に対しても診療や健康診断等を実施した。 　コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染防止対策を徹底した結果、当法人の施設入所者にあっては風邪やインフルエンザなどによる受診が大きく減少するとともに、屋外への外出など日中活動を自粛した結果、転倒による外傷等による受診も減少した。 　一般の利用者については、自身や保護者がコロナウイルスに罹患したり、濃厚接触者等になるなどして受診できなかったり、市中感染等を恐れ受診（外出）を控える方が多くいたため利用者が減少した。 　しかしながら、電話での診察（再診）を導入するなどし、実績を残すことはできた。			

留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。

する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。

〈具体的な取組〉
・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児･者に対しても診療や健康診断等を行う。
　また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。

ついて、経営改善に努めているか。

【外来利用者数】
・内科

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所者	15,532	15,764	10,105	9,416
一般	755	602	587	602
計	16,287	16,366	10,692	10,018

・精神科

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所者	1,064	1,091	1,547	995
一般	4,475	4,105	4,161	3,977
計	5,539	5,196	5,708	4,972

・整形外科

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所者	182	237	227	224
一般	37	20	12	15
計	219	257	239	239

・皮膚科

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所者	273	258	380	346
一般	30	34	34	48
計	303	292	414	394

・歯科

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所者	1,252	987	951	872
一般	607	454	307	474
計	1,859	1,441	1,258	1,346

　入所者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。
　また、四半期ごとに外来患者数の動向、病床利用率の推移等をモニターし、患者獲得及び病床利用率の向上について検討を行った。

〇診療収入 117 百万円（対前年比増減なし）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
診療収入	125	118	117	117

〇入所者の定期的な健康診断等
・胸部Ｘ線健診（毎年１回）
・子宮がん検診（毎年１回）
・乳がん検診（希望者）

「地域の知的障害者等への健康診断実施／リハビリの提供」
・健康診断の経験がなく成人期には血液検査もできなかったが、のぞみの園の健康診断を受診することができ、保護者から感謝の言葉があった（同様の事例あり）。
・知的障害を有する者は一般病院のリハビリを利用しづらいが、のぞみ診療所では知的障害者に特化しているため安心して利用できる。

〇発達障害児・者の支援については、精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査･心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。
　児童発達支援事業では、年長児に対し就学に必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう取り組んだ。
　放課後等デイサービス事業では、子どもの状況に応じたグループを設定することでニーズに応じた支援を提供できるようにした。こうした取組により「れいんぼ～」（通所支援事業）の利用率は令和 2 年度を除いては、目標（年間 80%以上）を達成することができた。
　保育所等への訪問による助言については、専門的知識･経験を有するスタッフにより保育所等を定期的に訪問した。発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適応できるように支援方法、環境調整、配慮事項等につい

　精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行っている。
　通所支援事業（れいんぼ～）の利用率は、令和２事業年度を除いて計画値を達成しており、また令和２事業年度については新型コロナウイルス感染症による影響（利用者が利用を控えたことなど）を受けたものである。
　また、専門的知識･経験を有するスタッフにより、保育所等への訪問による助言を実施している。令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を控える時期もあったものの、令和３事業年度においては前年度を上回る成果を上げ、また、専門性の高い支援の提供が保育や教育機関、保護者から評価され、平成 30 事業年度以降、各年度において前年度の契約件数を上回っている点は評価できる。

（３）地域の障害者に対する支援
　地域の障害者に対する支援として、高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対し、短期入所及び日中一時支援等のサービスを提供しているが、令和２事業年度

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（２）発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。</td>
<td>（２）発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。
〈具体的な取組〉
ア　モデル的な支援の実施
　精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。
　また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用</td>
<td>・発達障害者の支援にあたり、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意しているか。</td>
<td>・インフルエンザ予防接種（毎年１回）
・高齢者用肺炎球菌予防接種（対象者のみ）
・癌腫瘍マーカー（希望者）
・骨密度測定（希望者）
<table>
<tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td></tr>
<tr><td>入院件数</td><td>92</td><td>100</td><td>95</td><td>84</td></tr>
<tr><td>退院件数</td><td>95</td><td>100</td><td>94</td><td>84</td></tr>
<tr><td>在院患者延べ日数</td><td>4,193</td><td>4,090</td><td>3,682</td><td>3,575</td></tr>
<tr><td>１日平均入院患者数</td><td>11.5</td><td>11.2</td><td>10.1</td><td>9.8</td></tr>
</table>
〇健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上を目指して、健康診断の案内（リーフレット）を外来患者に配布するとともに、前年度に受診実績のある施設等に直接連絡した後に送付し、健康診断の広報活動を行った。
・健診実施者数
　平成 30 年度　　94 件
　令和元年度　　127 件
　令和２年度　　140 件
　令和３年度　　153 件

（２）発達障害児・者の支援
〇地域での支援が困難となっている精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。
　児童発達支援事業では、年長児に対し就学に必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう強化した。
　放課後等デイサービス事業では、子どもの状況に応じたグループを設定することでニーズに応じた支援を提供できるようにした。
　こうした取組により「れいんぼ～」（通所支援事業）の利用率は令和２年度を除いては、目標（年間 80%以上）を達成することができた。また、保護者支援プログラムとしてテーマ別勉強会やペアレントトレーニングを実施した。
・通所支援事業利用率
　平成 30 年度　88%
　令和元年度　83%
　令和２年度　65%
　令和３年度　81%
　また、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整える実践を通して、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、講演等によりその普及に取り組んだ。</td>
<td>て援助・助言を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を控える時期があったが、契約件数・訪問回数ともに令和３年度は、前年度を上回る成果を上げることができた。
　発達障害児への支援については、保育所等訪問支援事業をとおして、地域の保育所、幼稚園、こども園等において支援が困難となっている児童に対して、療育と連携しながら地域においてきめ細やかな支援を受けられるように啓蒙、助言を行った。小学校、中学校においては、保育所等訪問を活用することにより切れ目のない支援の実践に努め、進学、進級による不適応を最小限に抑えることにつなげた。また、特別支援学校に対しては著しい行動障害のため不適応状態にある困難事例に対し専門性の高い支援を行い、安定した生活を目指した。これらの取組が保育や教育機関、保護者から評価され、訪問件数が増加した。
〇地域の障害者に対する支援として、高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対し、短期入所及び日中一時支援等のサービスを提供した。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた利用者が利用や活動を控えるなどしたため、目標を下回る年はあったものの、サービスの提供による支援は行ってきた。

〇就労支援（社会生活訓練、作業基礎訓練、職業習慣訓練、実践的施設実習、就職活動訓練）は利用者一人ひとりの能力や適正希望に基づいた支援計画を作成し、計画に沿って支援するものであるが、</td>
<td>以降は新型コロナウイルス感染症の影響（利用者が利用を控えたことなど）を受けた。感染防止対策の徹底を図るなどして取り組んだ。
　また、就労支援については、体験実習先を増やすべく企業を訪問し受入協力を要請し、また、新型コロナ感染予防対策として企業等に出向くことが制限された時期においては、インターネットを活用し事前準備に十分な時間をかけるなどして工夫して取り組み、令和元年度以降、計画値を達成している。

　上記のことから、第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであるため、「Ｂ」評定とする。

＜今後の課題＞
（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）
なし。

＜その他事項＞

（外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）
なし。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（３）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。</td>
<td>が出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。
イ　保育所等への訪問による助言
　保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。

（３）地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。
〈具体的な取組〉
・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。
　また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。
（４）評価における指標
ｉ　診療所外来利用者数を毎年度27,000 人以上とする。
ii　児童発達支援センター「れいんぼ</td>
<td>・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行っているか。

・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。</td>
<td>○ソーシャルワーカーによる医療福祉相談、地域関係機関との連携会議、新患対応及び臨床心理士による心理検査・心理面接等の心理的支援を行った。
○家族支援の取組みとして、保護者同士が子育て体験を共有するとともに専門的見地からの情報提供を行うことで、新たな子育ての工夫を考え合う場となるように心理教育セッション「えすぽわ～る」を実施した。
○保育所等への訪問による助言については、専門的知識･経験を有するスタッフにより保育所等を定期的に訪問した。発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適応できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。
<table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td></tr><tr><td>契約件数</td><td>75</td><td>119</td><td>124</td><td>151</td></tr><tr><td>訪問件数</td><td>214</td><td>511</td><td>210</td><td>305</td></tr></table>　新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を控える時期があったが、契約件数・訪問回数ともに令和３年度は、前年度を上回る成果を上げることができた。

（３）地域の障害者に対する支援
○高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。
○短期入所については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた利用者が利用を控えるなどしたため、目標（毎年度 2,300 日以上）を下回った。
・短期入所（延べ日数）
　平成 30 年度　2,236 日
　令和元年度　1,588 日
　令和２年度　1,236 日
　令和３年度　980 日
○日中一時支援については、令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた利用者が活動を控えたため、目標（毎年度 240 日以上）を下回った。
・日中一時支援（延べ日数）
　平成 30 年度　449 日
　令和元年度　463 日
　令和２年度　429 日
　令和３年度　220 日

○就労支援（社会生活訓練、作業基礎訓練、職業習慣訓練、実践的施設実習、就職活動訓練）は利用者一人ひとりの能力や適正希望に基づいた支援計画を作成し、支援するものであるが、こうした支援により一般就労への移行者数は、計画初年度（平成 30 年度）を除いては、目標を達</td>
<td>こうした支援を行うことで、一般就労への移行者数は、計画初年度（平成 30 年度）を除いては、目標を達成することができた。
　就労支援については、日々の訓練、作業の積み重ね及び関係機関との連携による職場実習、トライアル雇用などのステップを丁寧に行ったこと、また、コロナ感染予防対策に伴う対応のため企業等に出向くことが制限された期間においては、インターネットを活用した求人票検索、事業所確認、模擬面接などの事前準備に十分な時間をかけ利用者のステップアップを図り、一般就労 4 人を達成することができた。
以上を踏まえ、B と評価する</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		～」で実施している通所支援事業の利用率を年間 80％以上とする。 ⅲ　一般就労への移行者数を毎年度２人以上とする。 ⅳ　短期入所の延べ受入日数を毎年度2,300日以上とする。 ｖ　日中一時支援の延べ受入日数を毎年度240日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を毎年度 120 人以上とする。 ※（２）関連 ・家族支援の実施回数を毎年度 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を毎年度 120 件以上とする。		成することができた。 ・一般就労への移行件数 平成 30 年度　１人 令和元年度　５人 令和２年度　２人 令和３年度　４人			

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費、事業費等の経費　（計画値）	中期目標期間最終年度	(1,298 百万円)	1,298 百万円	－	－	－	－	
一般管理費、事業費等の経費　（実績値）	－	－	1,110 百万円	833 百万円	849 百万円	837 百万円	－	
削減率	中期目標期間の最終年度（令和４年度）の額を初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減	－	14.5%	25.0%	23.5%	24.6%	－	
達成度	－	－	145%	250%	235%	246%	－	
常勤職員数（計画値）	中期目標期間最終年度	193 人	192 人	192 人	188 人	185 人	177 人	
常勤職員数（実績値）	－	－	192 人	188 人	185 人	177 人	－	
削減率（実績値）	常勤職員数を第三期中期目標終了時（平成 31 年 3 月 31 日）と比較して８％縮減	－	0.5%	2.6%	4.1%	8.3%	－	
達成度	－	－	6.3%	32.5%	51.2%	100%	－	
資産利用検討委員会の開催数（計画値）	毎年度３回以上	３回（第３期中期目標期間平均）	３回以上	３回以上	３回以上	３回以上	３回以上	
資産利用検討委員会の開催数（実績値）	－	－	３回	４回	３回	３回	－	
達成度	－	－	100%	133%	100%	100%	－	
競争性のある契約の比率（計画値）	毎年度 87%以上	87%（第３期中期目標期間平均）	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	
競争性のある契約の比率（実績値）	－	－	92.3%	90.5%	88.5%	96.2%	－	
達成度	－	－	106.1%	104.0%	101.7%	110.6%	－	
契約監視委員会の開催数（計画値）	毎年度１回以上	1.8 回（第３期中期目標期間平均）	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	

	契約監視委員会の開催数（実績値）	－	－	1 回	1 回	1 回	1 回	－	
	達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	－	

３．中期目標期間評価の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	第４　業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第２項第３号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 １効率的な業務運営体制の確立 　業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （１）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 　提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　効率的な業務運営体制の確立 　業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （１）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 　提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費及び事業費等の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数 ＜その他の指標＞ ・診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。） ・のぞみふれあいフェスティバルの参加者数 ＜評価の視点＞ 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・常勤職員数については、サービスの質の低下を招くことがないよう、適正な人員配置を実施しながらも、令和４年度末までに平成 30 年度と比較して 8%縮減する計画を１年前倒しで達成することができた。 ・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図るとともに、国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を実施している。	＜自己評価＞ 評定：B 〇常勤職員数については、サービスの質の低下を招くことがないよう、適正な人員配置を実施しながらも、令和４年度末までに平成 30 年度と比較して 8%縮減する計画を１年前倒しで達成することができた。 　一般管理費及び事業費等の経費の節減では、入所利用者の減少などに応じて常勤職員数の抑制に努め、また、物件費では、消耗品や事務用品、施設管理業務などの契約の見直しを行うなどにより削減目標達成に向けての取組を進めた。 　資産利用検討委員会については目標どおり毎年３回開催して、当法人が保有する資産の実態把握から、今後資産をどのように利用するかなど資産の効率的な利用についての検討を行った。 　入札・契約の適正な実施の確保を図るため、外部有識者及び監事からなる契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき毎年実施し目標（毎年度１回以上）を達成することができた。委員会の結果はホームページで公表した。また、追加の新規案件については、調達等合理化検討会を開催し、審議結果については契約監視委員会に報告し了承を得た。 　競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行うことで、毎年度の契約比率目標（87%以上）を達成することができた。	【評定】B ＜評定に至った理由＞ 　常勤職員数の削減率については、サービスの質の低下を防ぎながらも、令和４事業年度における計画値を令和３事業年度において前倒しで達成している。 　また、そのほかの項目については各年度、計画値を達成している。 　一般管理費、事業費等の経費については、入所利用者の減少に応じた常勤職員数の抑制に努め、物件費において消耗品等の契約の見直しを行うなどにより経費削減に取り組んでいる。 　資産利用検討委員会については、毎年３回以上開催して、のぞみの園が保有する資産の実態把握、効率的な利用の検討を行っている。 　競争性や透明性の確保を図る観点から、一般競争入札等を積極的に実施し、また、入札・契約の適正な実施の確保を図るための契約監視委員会についても計画値を達成している。 　上記のことから、第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであるため、「B」評定とする。 ＜今後の課題＞	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）

	利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員･コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとすること。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10％以上節減すること。 なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。	利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２） 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10％以上節減する。 〈具体的な取組〉 ア　経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の	・一般管理費及び事業費等の経費の節減が図られているか。	・一般管理費及び事業費等の経費の節減では、入所利用者の減少などに応じて常勤職員数の抑制に努めた。 また、物件費では、消耗品や事務用品、施設管理業務などの契約の見直しを行うなどにより削減目標達成に向けての取組を進めた。	以上を踏まえ、B と評価する	（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） なし。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど） なし。	

		節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ　運営費交付金以外の収入の確保 　診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 　また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）評価における指標 ・常勤職員数を第３期中期目標終了時（平成 30 年３月 31 日）と比較して、８％縮減する。					
	２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用 　既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用 　既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。 〈具体的な取組〉 ア　施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等によ	・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営が図られているか。	・資産利用検討委員会は、のぞみの園が保有する資産の実態を把握し、今後資産をどのように利用するかなどについて資産の効率的な利用を検討するものであり、毎年３回以上開催して、目標（毎年度３回以上）を達成することができた。 ・資産利用検討委員会 　平成 30 年度　３回 　令和元年度　４回 　令和２年度　３回 　令和３年度　３回			

		る施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ　地域の社会資源・公共財としての活用 　診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈評価における指標〉 ・　資産利用検討委員会の開催数を毎年度３回以上とする。 〈参考指標〉 ・　診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を毎年度5,900 人以上とする。 ・　地域住民との交流の場である「のぞみふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				

	３合理化の推進 　契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。 ③外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。	３　合理化の推進 　契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月２５日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②　毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③　外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。 〈評価における指標〉 ・競争性のある契約の比率を 87％以上とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数	・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。	・入札・契約の適正な実施の確保を図るため、外部有識者及び監事からなる契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき毎年実施し目標（毎年度１回以上）を達成することができた。委員会の結果はホームページで公表した。また、追加の新規案件については、調達等合理化検討会を開催し、審議結果については契約監視委員会に報告し了承を得た。 ・競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行うことで、毎年度の契約比率目標（87％以上）を達成することができた。		

		を毎年度１回以上とする。					

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を50%以上	56% （第３期中期目標期間平均）	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
	総事業費に占める自己収入比率（実績値）	－	－	57%	58%	56%	56%	－	
	達成度	－	－	114%	115%	112%	112%	－	

３．中期目標期間評価の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	第５　財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 １　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にすること。 ２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。	第３　財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 １　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。 ２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第２業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	＜主な定量的指標＞ ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を 50%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・当法人は、国からの運営費交付金と自己収入等で事業を実施しており、総事業費は人件費（退職手当を含む）等の一般管理費と利用者を支援するために必要な事業費で構成されている。 ・第４期中期目標期間における目標値（自己収入比率 50%以上）は、第３期中期目標期間の目標値（自己収入比率 40%以上）より厳しい目標値であったが、効率的な事業の見直しなど事業運営について、概ね計画通りに実施できたことや、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことなどにより、毎年度目標値を上回る実績とすることができた。 ・自己収入比率 平成 30 年度　57% 令和元年度　58% 令和２年度　56% 令和３年度　56%	＜自己評価＞ 評定：B ○自己収入比率については、第４期の目標値（自己収入比率 50%以上）は、第３期中期目標期間の目標値（自己収入比率 40%以上）より厳しい目標値であったが、効率的な事業の見直しなど事業運営について、概ね計画通りに実施できたことや、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことなどにより、毎年度目標値を上回る実績とすることができた。 以上を踏まえ、B と評価する	【評定】B ＜評定に至った理由＞ 自己収入比率については、毎年度、計画値を上回る実績となっている。第４期中期目標期間の計画値（自己収入比率 50%以上）は前期中期目標期間の目標値（自己収入比率 40%以上）を上回るものであったが、効率的な事業の見直しなどの事業運営について概ね計画通りに実施できたことなどにより達成している。 上記のことから、第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであるため、「B」評定とする。 ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） なし。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど） なし。	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

○　目的積立金等の状況は次表のとおりである。

（単位：百万円）

	平成 30 年度末（初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末（最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	－	－	－	－	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	123	220	344	169	－
うち経営努力認定相当額	－	－	－	－	－
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	44	103	26	133	－
当期の運営費交付金交付額(a)	1,463	1,430	1,303	1,290	－
うち年度末残高(b)	44	103	26	133	－
当期運営費交付金残存率(b÷a)	3%	7%	2%	10％	－

注：単位未満については、四捨五入して記載している

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―１	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制委員会開催数（計画値）	毎年度３回以上	－	３回以上	３回以上	３回以上	３回以上	３回以上	
内部統制委員会開催数（実績値）	－	3.6 回（第３期中期目標期間平均）	３回	３回	３回	３回	－	
達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	－	
モニタリング評価会議の開催数（計画値）	毎年度４回以上	－	４回以上	４回以上	４回以上	４回以上	４回以上	
モニタリング評価会議の開催数（実績値）	－	４回（第３期中期目標期間平均）	４回	４回	４回	４回	－	
達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	－	
事故防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
事故防止対策委員会の開催数（実績値）	－	11.2 回（第３期中期目標期間平均）	14 回	13 回	11 回	12 回	－	
達成度	－	－	117%	108%	92%	100%	－	
虐待防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
虐待防止対策委員会の開催数（実績値）	－	12.8 回（第３期中期目標期間平均）	16 回	14 回	16 回	14 回	－	
達成度	－	－	133%	117%	133%	117%	－	
感染症対策委員会の開催数（計画値）	毎年度２回以上	－	２回以上	２回以上	２回以上	２回以上	２回以上	
感染症対策委員会の開催数（実績値）	－	2.6 回（第３期中期目標期間平均）	２回	４回	12 回	30 回	－	

	達成度	－	－	100%	200%	600%	1500%	－	
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	－	２回 （平成 29 年度実績）	３回	３回	３回	３回	－	
	達成度	－	－	300%	300%	300%	300%	－	
	内部監査の実施回数（計画値）	毎年度１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	１回以上	
	内部監査の実施回数（実績値）	－	１回 （第３期中期目標期間平均）	１回	１回	１回	１回	－	
	達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	－	
	運営懇談会の開催回数（計画値）	毎年度２回以上	－	２回以上	２回以上	２回以上	２回以上	２回以上	
	運営懇談会の開催回数（実績値）	－	２回 （第３期中期目標期間平均）	２回	１回	３回	２回	－	
	達成度	－	－	100%	50%	150%	100%	－	
	第三者評価機関による評価（計画値）	３年に一度実施	３年に一度実施	実施	－	－	実施	－	
	第三者評価機関による評価（実績値）	－	前回は 30 年度に実施	実施	－	－	実施	－	
	達成度	－	－	－	－	－	－	－	

３．中期目標期間評価の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	第６　その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第４　その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	＜主な定量的指標＞ ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数 ・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 ＜その他の指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ 評定：B ○　施設内の設備の老朽化や入所利用者の安全を確保するための整備など、緊急度が高いものから優先的に整備することを基本に進めてきた。 内部統制委員会やモニタリング評価委員会など指標に掲げた委員会等については、計画どおり若しくは計画以上の取り組みを行ってきた。 以上を踏まえ、B と評価する	【評定】B ＜評定に至った理由＞ 令和元年度の運営懇談会を除いて、各年度において、計画値を達成している。 特に、感染症対策委員会については、新型コロナウイルス感染症予防のため、令和２事業年度以降大幅に回数を増やして実施し、臨機応変に対応している。 また、モニタリング会議における評価結果を広く法人職員に周知、防犯対策として地域で開催される防犯研修会や区長会への参加など積極的な取り組みが見られる。 上記のことから、第４期中期目標の所期の目標を達成する見込みであるため、「B」評定とする。 ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） なし。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど） なし。	【評定】 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見）
	１施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。	１　施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。	＜評価の視点＞ ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。	１　施設整備や改修等 施設内の設備の老朽化や入所利用者の安全を確保するための整備など、緊急度が高いものから優先的に整備することを基本に進めてきている。			
	２内部統制強化への取組については、「独立行政法人の	２　内部統制強化への取組については、「独立行政法人	・内部統制強化の取	２　内部統制強化への取組			

	業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。	の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉 ア　内部統制の体制 　役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実･強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 イ　業務の進行管理 　各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。	組については、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検･検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。	ア　内部統制の体制 　内部統制委員会を毎年度３回開催（目標：毎年度３回以上）し、内部統制の推進体制を有効に機能させるため、業務運営や利用者の健康･生命･生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した 14 の委員会から、活動状況及び審議内容について報告した。 ２）内部統制の６つの基本要素（①統制環境②リスク評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICT への対応）の各部における実施状況について監査を実施し、その結果について報告した。 ３）ハラスメント防止への取組等について報告した。 イ　業務の進行管理 　【モニタリング】 　平成２０年度より各部の中堅職員（係長職相当）８人をモニターとして選出し、各部の業務遂行状況を継続的にモニタリングする仕組みを整備し、このモニターと役員及び各部管理者による「モニタリング評価会議」を毎年度４回開催し、目標（毎年度４回以上）を達成することができた。 　この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理を行った。 　また、評価結果等については、園内ＬＡＮを活用し、広く職員に周知するなど、情報提供を行った。			

		ウ　リスク回避・軽減への取組 　のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。 エ　業務内容の情報開示等 　のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ　効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。		ウ　リスク回避・軽減への取組 　事故防止対策委員会を毎年度開催し（目標：毎年度 12 回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。 　虐待防止対策委員会についても毎年度開催し（目標：毎年度 12 回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告、支援に悩む事例への対応の在り方について等、意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 　令和２年度は新型コロナウイルスに対する感染予防を徹底するため感染症対策委員会については 30 回開催し、利用者や職員が感染した際のマニュアルの改正や業務継続計画の検討、群馬県内の警戒度に応じた支援活動規制のルール化等を検討した。（目標：毎年度２回以上） 　防災対策として、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練や防犯対策として、緊急連絡網の掲示、防犯カメラの点検、地域で開催される防犯研修会や区長会に積極的に参加し、情報収集に努めた。 エ　業務内容の情報開示等 　ホームページにおいて財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等について適切に情報開示等を行った。 オ　内部監査の実施 　内部監査について、毎年度の内部監査計画に基づき、ヒアリング及び実地監査を行った。 　また、監査結果については、内部統制委員会（理事長が委員長）で報告し、当法人ホームページに報告書を掲載した。			

		〈評価における指標〉 ⅰ　内部統制委員会の開催数を毎年度３回以上とする。 ⅱ　モニタリング評価会議の開催数を毎年度４回以上とする。 ⅲ　事故防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 ⅳ　虐待防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 ⅴ　感染症対策委員会の開催数を毎年度２回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				
	３　情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年	３　情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備する。 　また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 　また、対策の実施状況を毎年度把握	・情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。	３　情報セキュリティ対策 　のぞみの園において策定した情報セュリティポリシー等について、その運用の周知徹底を図るため、新任職員及び全役職員を対象に、毎年度研修を行った。（目標：毎年度１回以上）			

	度把握し、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。	し、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈評価における指標〉 ・　情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を毎年度１回以上とする。 ・　内部監査の実施回数を毎年度１回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。				
	４　提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	４　提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 　また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉	・適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けているか。	４　第三者からの意見等の聴取			

		ア　運営懇談会の開催 　総合施設の運営や調査･研究、養成･研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。		ア　運営懇談会の開催 　当法人の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、自治会の方、保護者会の方等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を設置・開催している。 　毎年度、２回開催し、前年度の評価結果、当該年度の事業報告や翌年度の予算案等の当法人の説明に対し、委員から意見等を聴取し、その後の事業運営や事業計画に適切に反映させた。 　なお、議論の要旨・会議資料については、ホームページに掲載し公表した。 〇平成 30 年度 ・第１回（平成 30 年 10 月 12 日） ・平成 29 年度業務実績に係る評価結果の概要 ・第３期中期目標最終評価結果の概要 ・国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応について ・第２回（平成 31 年３月 18 日） ・国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応について ・平成 31 年度予算（案） ・虐待防止対策への取組について　等 〇令和元年度 ・第１回（令和元年 10 月２日） ・平成 30 年度事業実績に係る評価結果 ・国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応について　等 ・第２回（令和２年４月） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため資料送付による意見等の聴取 ・国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応 について ・令和２年度予算（案） ・新型コロナウイルスへの対応について 〇令和２年度 ・第１回（令和２年 10 月９日） ・令和元事業年度における業務実績に関する評価結果について ・厚生労働省調査研究事業の概要について ・新型コロナウイルスへの対応について　等 ・第２回（令和３年３月 15 日） ・新型コロナウイルスへの対応について ・令和３年度予算（案）について 〇令和３年度 ・第１回（令和３年 10 月 25 日）			

				・令和２事業年度における業務実績に関する評価結果について ・のぞみの園における業務の取組状況について ・新型コロナウイルス感染症への対応について等 ・第２回（令和３年年３月 17 日） ・新型コロナウイルスへの対応状況について ・令和４年度予算（案）　等			
		イ　第三者評価機関による評価 　第三者評価機関による評価を３年に１度実施する。 〈評価における指標〉 ・運営懇談会の開催回数を毎年度２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度２人） ・虐待防止対策委員会　（毎年度３人）	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	イ　第三者評価機関による評価 　適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、のぞみの園年度計画に沿って、平成 30 年度と令和 3 年度に第三者評価を実施した。			
		第５　予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算 別紙１のとおり ２　収支計画 別紙２のとおり ３　資金計画 別紙３のとおり					
		第６　短期借入金の限度額		・短期借入金について 　これまでの期間中、短期借入金は生じていない。			

		１ 限度額 310 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 （２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第７ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第８ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第９ 剰余金の使途 １ 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 ２ 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 ３ 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み					

		４ 退職手当（依願退職等）への充当 第 10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （1）方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 （2）人員に係る指標 期末（34 年度末）の常勤職員数を期首（30 年度当初）の 92%とする。 （参考１） 職員の数 期首の常勤職員数 193 名 期末の常勤職員数の見込み 177 名 （参考２） 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 7,059 百万円 ２ 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 347 百万円					

		財源 施設整備費補助金 （注）金額については見込みである。 ３　積立金処分に関する事項 なし					

４．その他参考情報